

湯沢町の
高齢ドライバーの皆様へ

運転に自信がなくなった…

周囲から「運転が心配」
と言われた…

もう運転しなくなった…

運転免許証の 自主返納を支援します

運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下などにより、「運転に不安を感じている」、「もう運転しないので運転免許証を返納したい。」という方が運転免許証の有効期限内に、自主的に返納できる制度です。

湯沢町では支援策として、自主返納した方へ公共交通利用券を交付します。

運転免許証を自主返納しやすい環境を整えることで、高齢者が加害者になる交通事故の防止につながります。高齢ドライバーの周囲の方やご家族の方など、身近な人も一緒に考えていただくことが、悲しい交通事故を防ぐ第一歩です。

対象者

町内に住所がある
満65歳以上の方で、
すべての種類の
運転免許証を自主返納した方

支援の 内容

(以下のいずれかを選択。1人1回限り)

- ① 南越後交通バス(回数乗車券)
…10,000円分
- ② 湯沢町コミュニティバス土樽線補助券
…10,000円分
- ③ タクシー利用券
…10,000円分
- ④ ①、②、③のうち、いずれか2種類、各5,000円分

申請の 手順

- 1 南魚沼警察署交通課で、本人が運転免許証(有効期限内のもの)を持参して
↓ 返納申請を行う。(土日・祝日・年末年始を除く、9時から16時)
- 2 湯沢町役場 防災管財課で申請手続きを行う。

【必要書類】

- 返納時に交付された「申請による運転免許の取消通知書」
- 町の支援事業申請書(役場窓口に用意、または町ホームページに掲載)

【申請期限】

免許返納日から6か月以内(平成29年4月1日以降の自主返納が対象)

運転経歴証明書に
ついて

自主返納した方は、運転免許証の代わりに、身分証明書として利用できる「運転経歴証明書」を取得することができます(有料)。警察署で免許返納手続きの際に申請してください。



観光立町宣言
湯沢町

君と一緒に暮らす町

湯沢町役場 総務部 防災管財課

☎025-784-4851 FAX025-784-1818